

平川市禁煙外来治療費助成事業実施要綱

制定 令和2年8月1日

改正 令和3年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、医療保険適用による禁煙外来治療（以下「禁煙外来」という。）を受ける者に対して、当該禁煙外来に係る自己負担分の一部を助成する平川市禁煙外来治療費助成事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、がん予防対策及び市内の受動喫煙対策を推進し、市民の健康の維持および増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 禁煙外来の助成（以下「助成金」という。）を受けることができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

- (1) 禁煙外来の開始前に市長に届出をしていること。
- (2) 本事業への開始申請時かつ治療完了時において、市内に住所を有する満20歳以上の者であること。
- (3) 本事業において助成金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 禁煙外来について、公的医療保険を適用し、所定の治療過程を完了した者であること。

(助成対象費用)

第3条 助成金の対象経費は、禁煙外来に要する費用（薬剤費、文書作成費等を含む）（以下「治療費」という。）のうち本人負担額（禁煙外来に要した治療費から公的医療保険等の給付額を控除した額）とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条に掲げる費用の半額とし、1万円を上限とする。ただし、算出した助成金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(事前登録)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として禁煙外来の開始前に、禁煙外来治療費助成事業開始申請書兼確約書（別記様式第1号。以下「開始申請書」という。）を市長に提出するものとする。

(助成金の交付申請および請求)

第6条 禁煙外来における所定の治療過程が完了した申請者は、次に掲げる書類を添えて、禁煙外来治療費助成事業交付申請書兼請求書（別記様式第2号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- (1) 禁煙外来に要した費用が確認できる領収書等
- (2) 禁煙外来が完了したことが確認できる文書若しくは禁煙外来治療完了証明書（様式第3号）
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

(助成金の交付申請の期間)

第7条 申請者は、本事業の登録の日から6か月以内（原則として禁煙外来における所定の治療過程が完了した月の翌月の末日まで）に助成金の交付の申請を行うものとする。ただし、3月中に治療過程が完了した場合は、当該年度の末日までに助成金の交付の申請を行うものとする。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、第6条の規定により交付申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の決定をしたときは禁煙外来治療費助成金交付決定通知書（別記様式第4号）により、交付しないことと決定したときは禁煙外来治療費助成金交付却下通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項により助成金の交付を決定した場合は、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金を交付しているときは、その全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他の不正の手段により助成金の交付決定または交付を受けたとき。
- (2) この要綱または法令の規定に違反したとき。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和2年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。